

令和3年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

令和3年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第1学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和3年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者ととともに県内に居住する者（入学日までに保護者ととともに県内に居住することが確実な者を含む。）

3 通学区域

茨城県内全域とする。

4 募集定員

(1) 県立中学校

県立日立第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立太田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立水戸第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立鉾田第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立鹿島高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立土浦第一高等学校附属中学校	80人（男女各40人程度）
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）
県立下館第一高等学校附属中学校	40人（男女各20人程度）

(2) 県立中等教育学校

県立勝田中等教育学校	120人（男女各60人程度）
県立並木中等教育学校	160人（男女各80人程度）
県立古河中等教育学校	120人（男女各60人程度）

5 志願の手続

(1) 志願校

茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）のうち、いずれか1校を志願できるものとする。

(2) 出願受付期間

令和2年12月1日（火）から12月3日（木）までの期間内に必着

(3) 出願方法

志願者は、県立中学校長又は県立中等教育学校長あて、出願書類等を受付期間に必着するよう出願用封筒（様式第4-3号）を用いて簡易書留の配達日指定郵便により郵送する。

(4) 出願書類等

提出書類等	備 考
入学願書（様式第1号の1）	1部。入学者選抜手数料として、茨城県収入証紙2,200円分をはる。
写真票（様式第1号の2）	1部。出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真（横3cm×縦4cm）をはる。
受検票（様式第1号の3）	1部。写真票にはったものと同じ写真（横3cm×縦4cm）をはる。

志願理由書（様式第2号）	1部。志願者本人が直筆で記載する。
調査書（様式第3号）	1部。志願者の在籍する小学校の校長が作成し、厳封したもの。 なお、厳封の際、折りたたんでも差しつかえない。
受検票送付用封筒 （様式第4-1号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、440円分の切手（簡易書留用）をはる。
選抜結果通知用封筒 （様式第4-2号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、410円分の切手（速達用）をはる。

様式第3号の作成には、2週間程度かかるので、小学校には早めに依頼する。

(5) 出願書類等の配布

県立中学校及び県立中等教育学校において、令和2年10月13日（火）から交付する。

受付時間は各学校とも午前9時から午後5時までとする。

(6) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、県立中学校又は県立中等教育学校に連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」（様式第5号の1）及び「転入先の住居を証明する書類」を、原則として令和2年11月9日（月）から11月13日（金）までの間に県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、提出された書類を審査し、承認する場合は「県外からの入学志願承認書」（様式第5号の2）を交付する。出願書類の提出に当たっては、上記承認書（原本）を添付のうえ、この要項の5の「(3) 出願方法」に従って出願する。

(7) 令和2年12月11日（金）までに受検票が届かない場合は、県立中学校又は県立中等教育学校に問い合わせる。

6 調査書の作成

(1) 調査書（様式第3号）は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。

(2) 調査書の作成に当たっては、「調査書作成要領」（P.9）に従って行う。

7 選抜検査

(1) 実施期日

令和3年1月9日（土）

(2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接（1グループ20分間程度）

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容については、小学校1学年から5学年の学習内容は、小学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示)に基づくものとし、小学校6学年の学習内容は、小学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示)に基づくものとする。

なお、小学校学習指導要領等の改訂に伴う移行措置については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例(平成29年7月文部科学省告知)に基づくものとする。

(4) 日程

8 : 4 0	集合
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	点呼, 諸注意
9 : 3 0 ~ 1 0 : 1 5	適性検査
1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 0	適性検査
1 1 : 4 0 ~ 1 1 : 4 5	諸連絡
1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0	昼食
	面接 (各学校の計画による時間で実施)

(5) 携行品

- ア 受検票, 鉛筆 (シャープペンシルも可), 消しゴム, 三角定規一組, 上履き及び昼食を持参する。
- イ 辞書機能・計算機能を有する機器及び携帯電話等の通信機器を検査室に持ち込むことはできない。

(6) 受検上の特別措置

障害や病気等により, 適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は, 「受検上の特別措置申請書」(様式第6号)を, 原則として令和2年8月3日(月)から11月20日(金)までに県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は, 調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査, 適性検査及び面接の結果を総合的に判断して, 合格者を決定する。

9 合格者の発表

令和3年1月20日(水)午前9時に, インターネットを利用し県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については受検者本人に通知する。

また, 発表後速やかに, 志願者本人あて「選抜結果通知書」(様式第7号)を送付する。

10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は, 令和3年1月22日(金)又は1月25日(月)の午前9時から午後5時までの間に, 「入学確約書」(様式第8号)を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は, 持参を原則とするが, 郵送も可とする。郵送の場合は令和3年1月25日(月)の期限必着とする。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は, 入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は, 「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」(様式第9号及び様式第10号)を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は, 速やかに, 入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書(小学校提出用)」を添えて届け出るとともに, 入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に, 県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を「入学予定者証明書(市町村教育委員会提出用)」を添えて届け出るものとする。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については, 原則として入学の辞退は認めないが, 保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は, 速やかに入学辞退届(様式第11号)を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

11 欠員の補充

- (1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、欠員の補充を行う。
- (2) 入学の意志の確認は、原則として令和3年1月26日（火）及び1月27日（水）に行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。